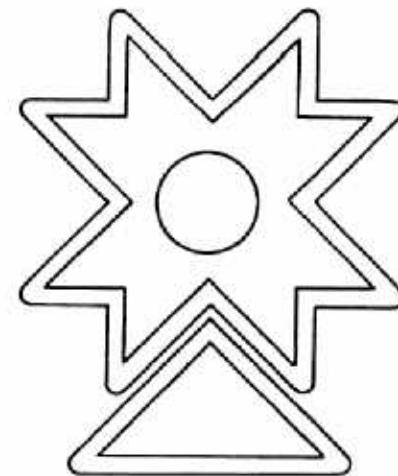
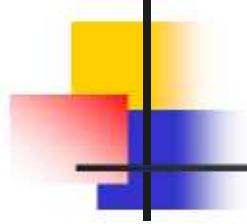


社会保険診療報酬支払基金について



平成22年4月22日
社会保険診療報酬支払基金



社会保険診療報酬支払基金とは

- 1 全国組織
- 2 公正な審査を担保する独立の第三者機関
- 3 サービスの向上及びコストの削減に対する
民間同様の動機付け

全国組織

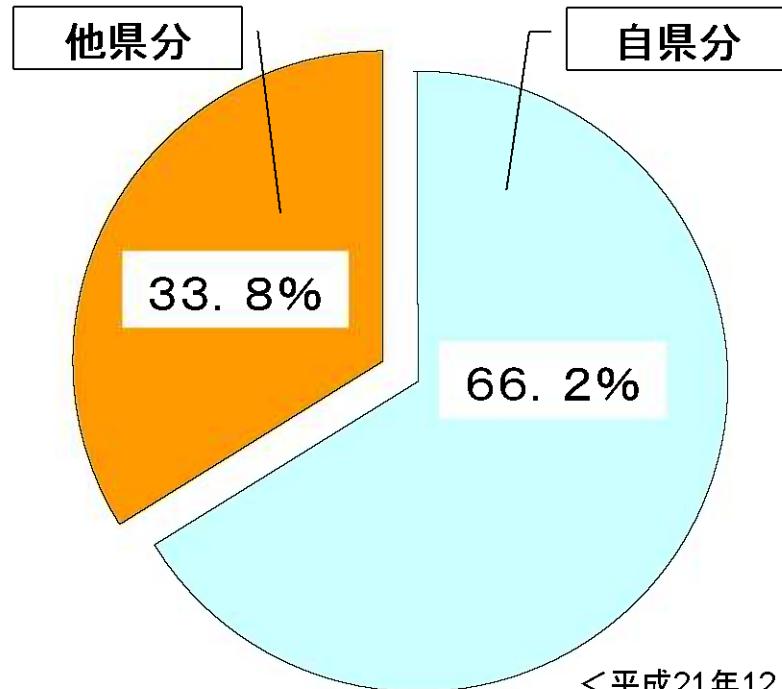
1. 被用者保険の構造に相応しい審査支払機関
2. 全国統一的なサービスの提供の基盤

被用者保険の構造に相応しい審査支払機関

- 職域保険である被用者保険については、地域保険と比較すると、「保険者」とそれに加入する被保険者が利用する「医療機関」とは、同一の都道府県の圏域に所在しない事例が少なくない。
- 支払基金は、このような被用者保険の構造に対応して都道府県の圏域を越える診療報酬の請求を円滑に処理することができる「全国組織」となっている。

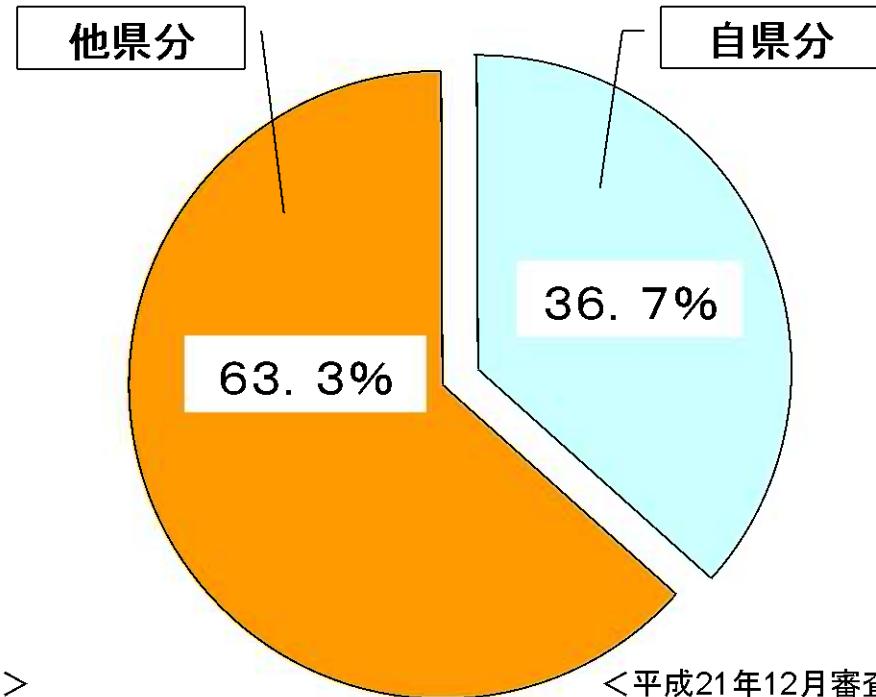
自県分・他県分のレセプト件数の構成割合 (医科・歯科・調剤 計)

【全管掌分】



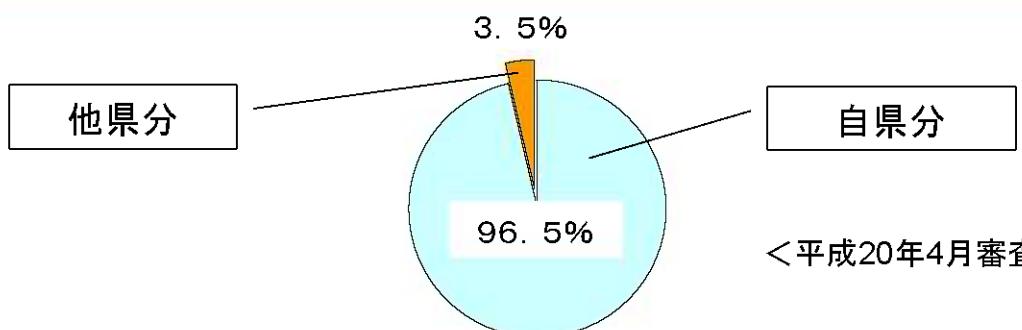
<平成21年12月審査分>

【健康保険組合分】



<平成21年12月審査分>

[参考] 国保連合会における自県分・他県分のレセプト件数の構成割合



<平成20年4月審査分>

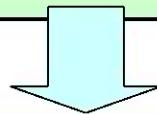
全国統一的なサービスの提供の基盤

- 「全国組織」である支払基金は、組織としての一体性を発揮して全国統一的なサービスを提供する基盤となって いる。
- 具体的には、
 - ① システムを本部で一元的に開発して全支部で一斉 に導入している。
 - ② 支部間における審査実績の差異の「見える化」や その解消に向けて取り組んでいる。

システムの整備に関する支払基金の実績

我が国におけるレセプト電算処理システムの開発については、支払基金が主導してきたところ。

昭和58～59年	レセプト電算処理システムの設計を目指す厚生省の要請を受けて、 ① 「基本マスタ」(=診療行為、医薬品、特定機材等に関するデータベース) ② 「記録条件仕様」(=レセプトの情報を電子的に記録するための条件を定めた仕様)を作成。
平成 2年・4年	レセプト電算処理システムの実用化を目指す厚生省の要請を受けて、「標準仕様」(=レセプトの円滑な受入れのため、医療機関がレセプトを作成する際にチェックすべき事項を定めた仕様)を作成。
平成 3年	厚生労働省における電子レセプト請求の試行実施に向けて、基本マスタ等を国保中央会に提供。
平成13年	基本マスタの構成要素である「傷病名マスタ」の全面的な見直しを実施。
平成22年3月	医科電子点数表を作成してホームページで公表。



- 支払基金においては、関係機関と調整しつつ、基本マスタ、記録条件仕様及び標準仕様の維持管理を継続的に実施。
- あわせて、毎月、基本マスタ等を国保中央会に提供。

公正な審査を担保する独立の第三者機関

- 支払基金においては、審査委員会が診療担当者代表、保険者代表及び学識経験者の三者構成となっているほか、理事会及び幹事会が保険者代表、被保険者代表、診療担当者代表及び公益代表の四者構成となっている。
- このように、支払基金は、保険者及び医療機関の双方から「独立の第三者機関」として、双方の信頼に応えて公正な審査を担保することができる機関となっている。

社会保険診療報酬支払基金の組織

〈平成22年度〉

役員 : 20人

職員 : 5, 087人

〔一般会計: 4, 934人
特別会計: 153人〕

審査委員 : 約4, 500人

〔参考〕 調剤専門役 : 56人

〔医科: 約3, 700人
歯科: 約800人〕

(注) 平成21年6月より、職員による
調剤レセプトの点検を支援するため
の調剤専門役を全支部に配置。

本 部

【理事会】(最高意思決定機関)

- ・保険者代表
 - ・被保険者代表
 - ・診療担当者代表
 - ・公益代表
- 四者構成

【特別審査委員会】

- ・診療担当者代表
 - ・保険者代表
 - ・学識経験者
- 三者構成

47支部

【幹事会】(協議機関)

- ・保険者代表
 - ・被保険者代表
 - ・診療担当者代表
 - ・公益代表
- 四者構成

【審査委員会】

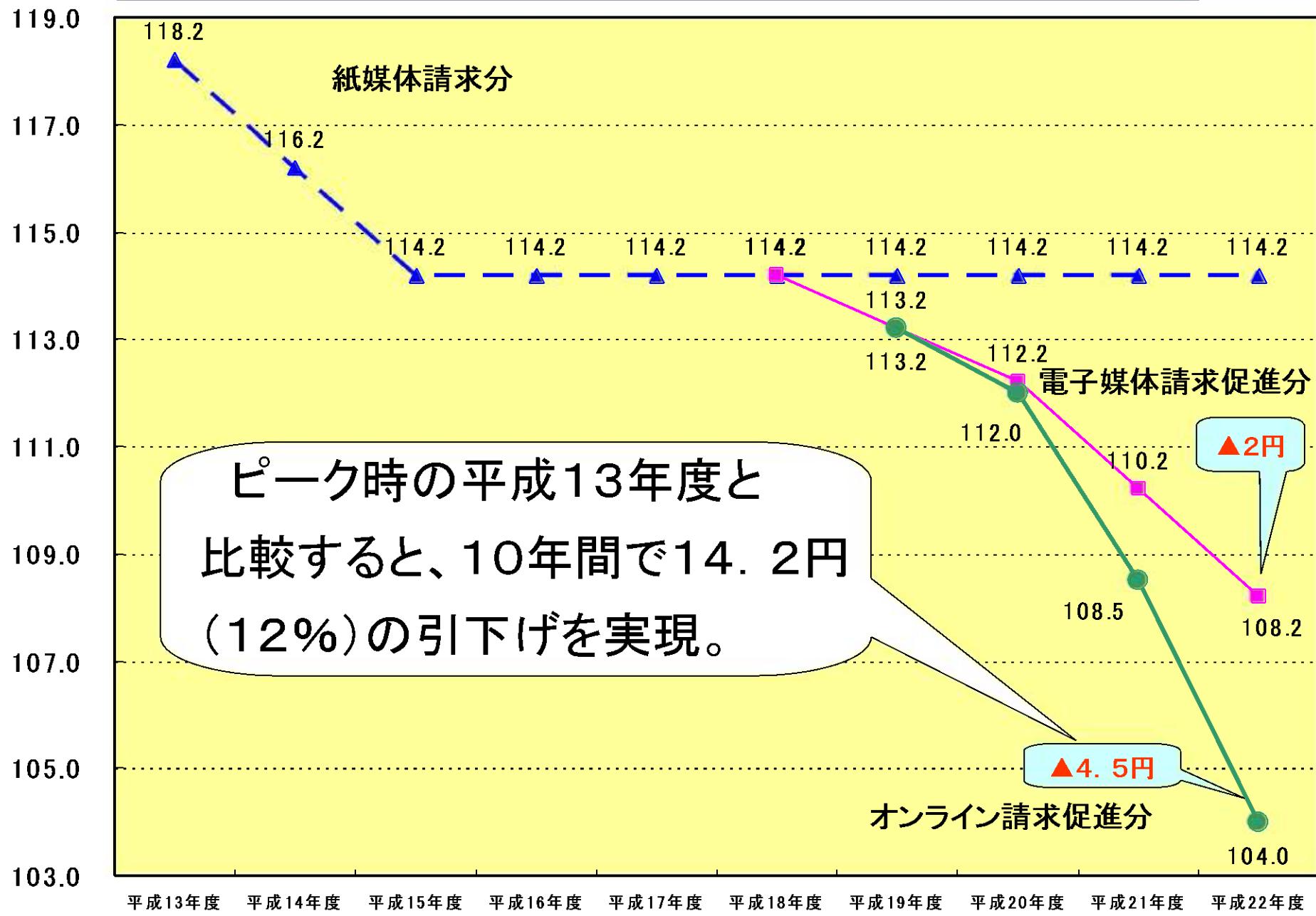
- ・診療担当者代表
 - ・保険者代表
 - ・学識経験者
- 三者構成

サービスの向上及びコストの削減に対する 民間同様の動機付け

- 支払基金は、健康保険組合等の保険者の委託を受けて審査及び支払を実施。そのために必要な事務費については、健康保険組合等の保険者が負担。
- 「特別の法律により設立される民間法人」である支払基金と「民間の事業主によって設立される公法人」である健康保険組合等とが毎年度の交渉及び契約を通じて審査支払事務手数料を設定する仕組みは、支払基金にとってサービスの向上及びコストの削減に対する民間同様の動機付けとして機能。

単位：円

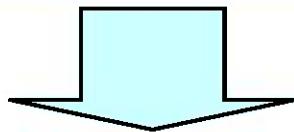
事務費単価の推移



平成22年度 事務費単価

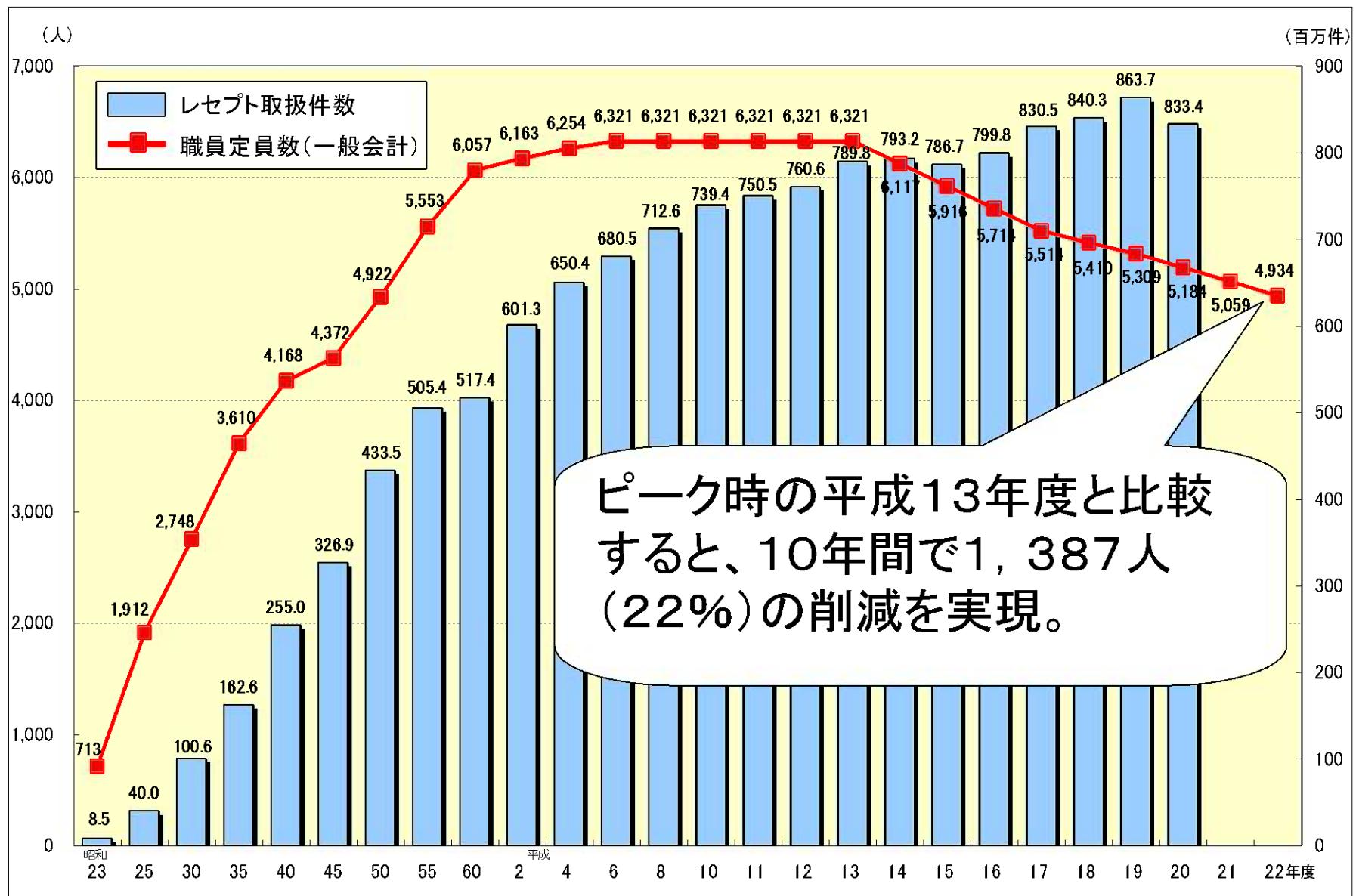
- 電子レセプトに関する平均の事務費単価について、「原則完全オンライン化の段階における手数料適正化の見通し」(平成20年3月)で見込んだ平成23年度の水準を1年前倒して達成。

	医科・歯科分	調剤分
オンライン請求促進分	104円00銭	47円00銭
電子媒体請求促進分	108円20銭	51円20銭
紙媒体請求分	114円20銭	57円20銭



- 「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」においては、業務に係るコストの削減目標に向けた財政見通し及び手数料単価の見込みを盛り込む方針。
- 平成23年度以降の手数料については、その体系も含め、「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」の内容等を踏まえて検討する方針。

職員定員の見直し



職員定数の削減

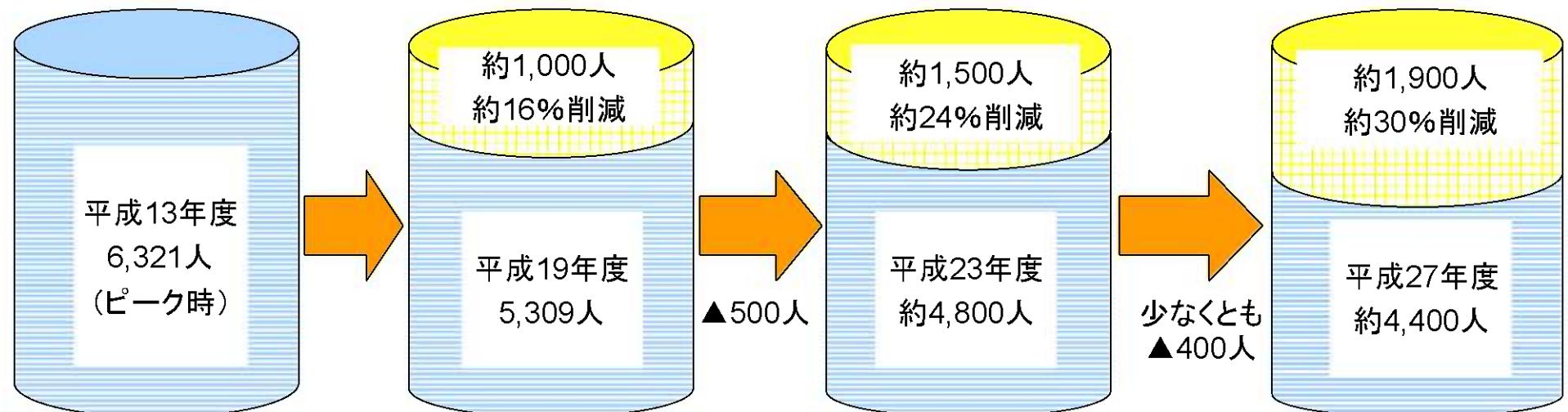
1. 従来の取組み

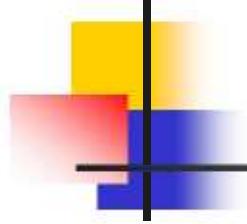
- 「レセプトオンライン化に対応したサービスと業務効率化のための計画」(平成19年12月)においては、平成20～23年には、レセプトのオンライン化に伴う900人の要員効果を見込んだ上で、400人の要員を審査の充実に振り向け、**500人の定員削減**を盛り込んだところ。

2. 今後の取組み

- 平成22年度前半を目指し、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定するに当たっては、**平成24年度以降に少なくとも400人の定員削減**を盛り込む方針。

- 具体的には、
 - ① 現行で支部ごとに処理されている資金管理業務(保険者に対する診療報酬の請求及び医療機関に対する診療報酬の支払の業務)について、平成23年度より、本部で一括して処理し、効率化を図る
 - ② 現行で支部ごとに処理されている庶務・会計の管理業務のうち、集約可能なものについて、本部又は各ブロックで中核となる支部に集約する方向で検討するなど、業務処理体制を見直すことにより、職員定員の削減を計画的に進める方針。





その他の論点

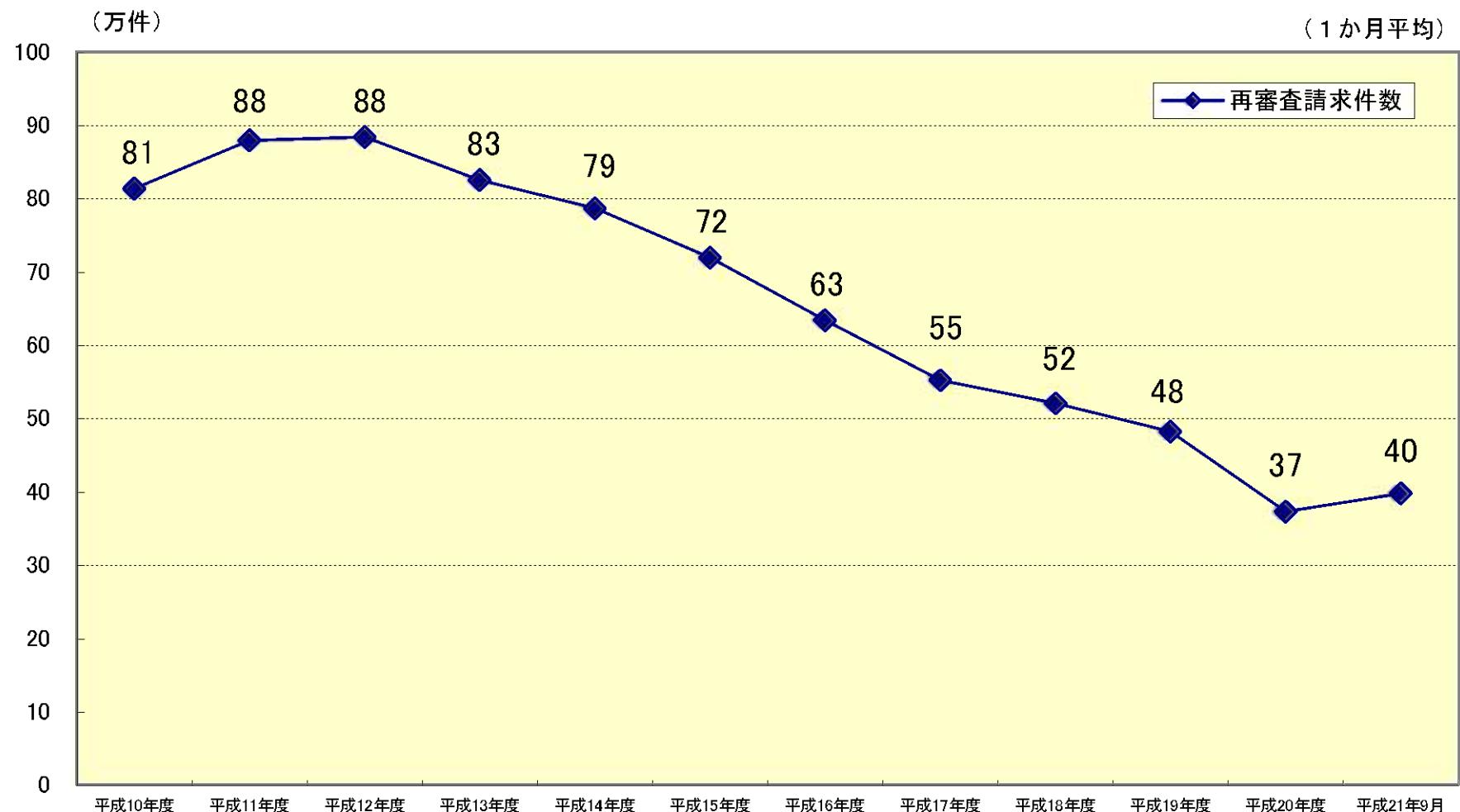
- 1 査定額と支出額との関係
- 2 レセプトの電子化とコストの削減との関係
- 3 新規事業の実施に対する制度的な制約
- 4 日本及び韓国の審査機関の比較

査定額と支出額との関係

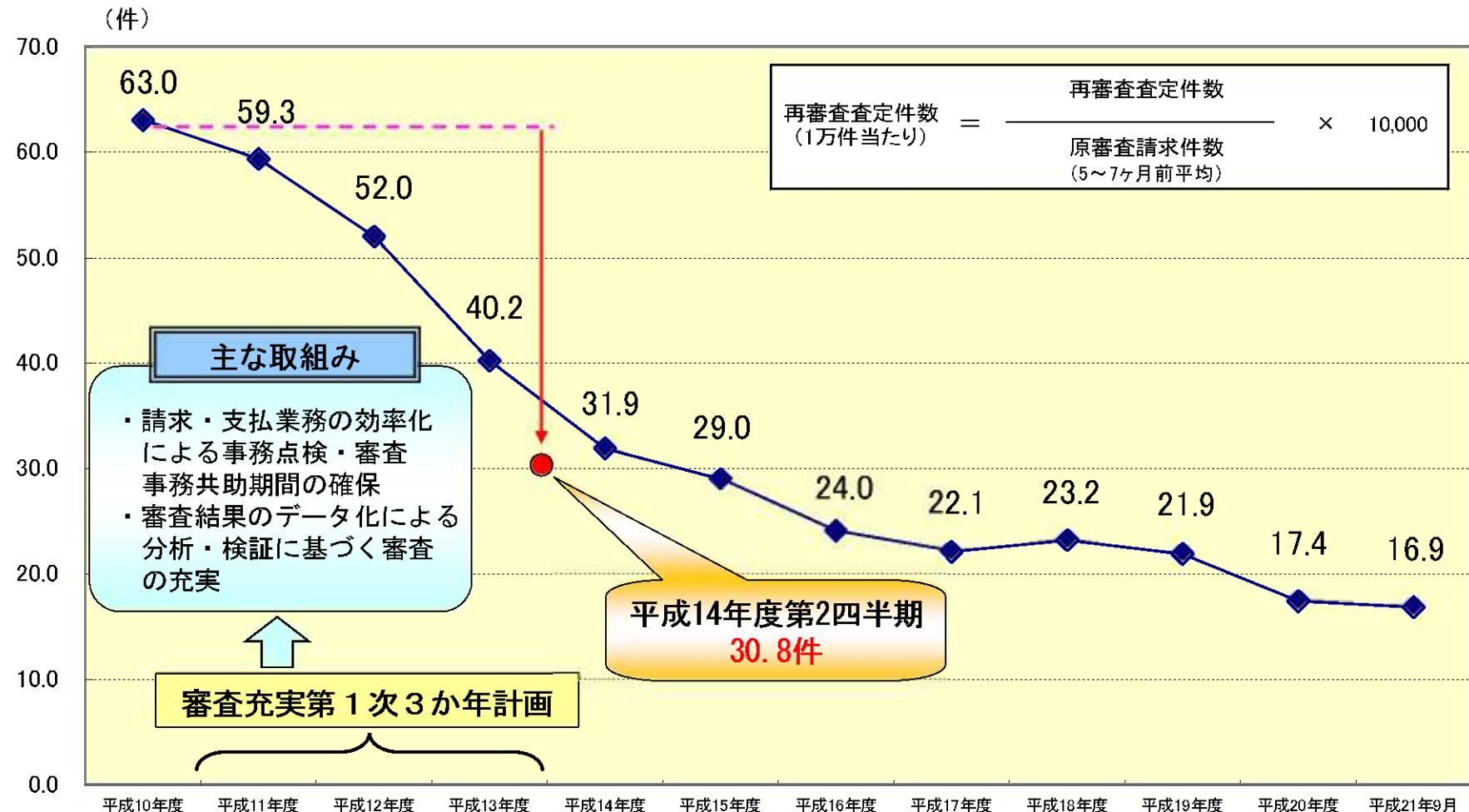
- 保険者は、医療機関による診療報酬の請求について、「審査の上、支払う」(健康保険法第76条第4項)仕組みとされている。
(注) 保険者は、審査及び支払を支払基金又は国保連合会に委託することができる仕組みとされている。
- ここにいう診療報酬の「審査」とは、診療報酬の支払を確定するに当たり、診療行為が保険診療ルール(療養担当規則、診療報酬点数表等)に適合するかどうかを確認する行為をいう。
- このような診療報酬の審査は、保険診療ルールに適合する診療行為の確保を目的とするものであって、査定のみを目的とするものではない。

- 具体的には、請求者と同業のプロフェッショナルである医師及び歯科医師によって構成される審査委員会の審査は、それ自体で不適正な請求を抑止する効果。
 - また、審査委員会は、医療機関に対して適正なレセプトの提出を働き掛ける取組み。
 - このような査定額に現れない審査委員会の役割を考慮すると、査定額と支出額との多寡を単純に比較することは、不適切。
- (注) 支出額は、審査に係るもののみならず支払に係るものも含むため、平成21年度予算における支出額は、868億円であるが、審査に係る事務費と支払に係る事務費とがおおむね半々であることを前提とすると、審査に係る支出額は、約430億円と推計される。
- なお、ピアレビューである審査委員会の審査は、専門的知見に基づく判断。仮に査定率に応じて手数料を設定したとしても、各支部における査定率の向上に対するインセンティブとなり得ないところ。

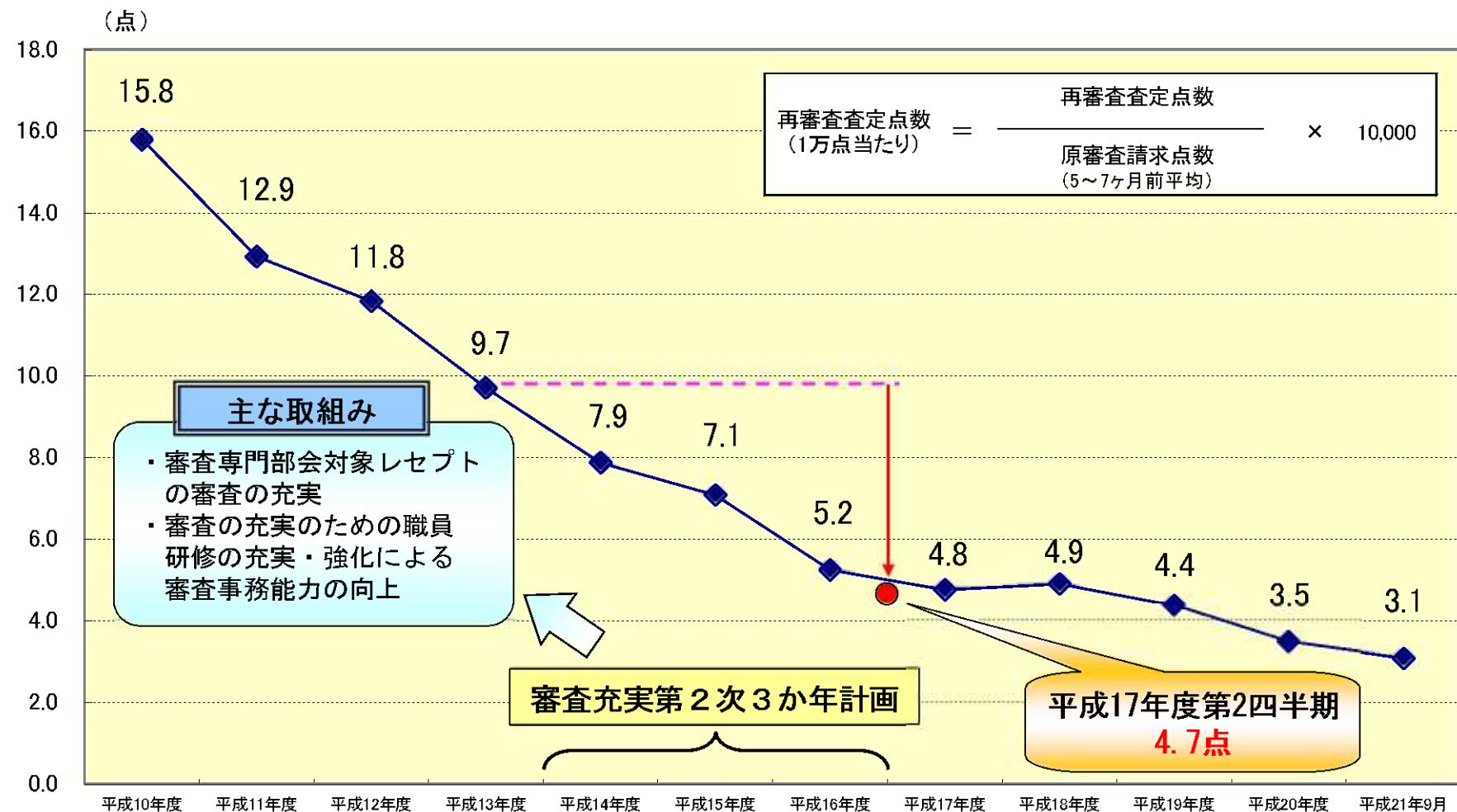
再審査請求件数の推移【医科歯科計】



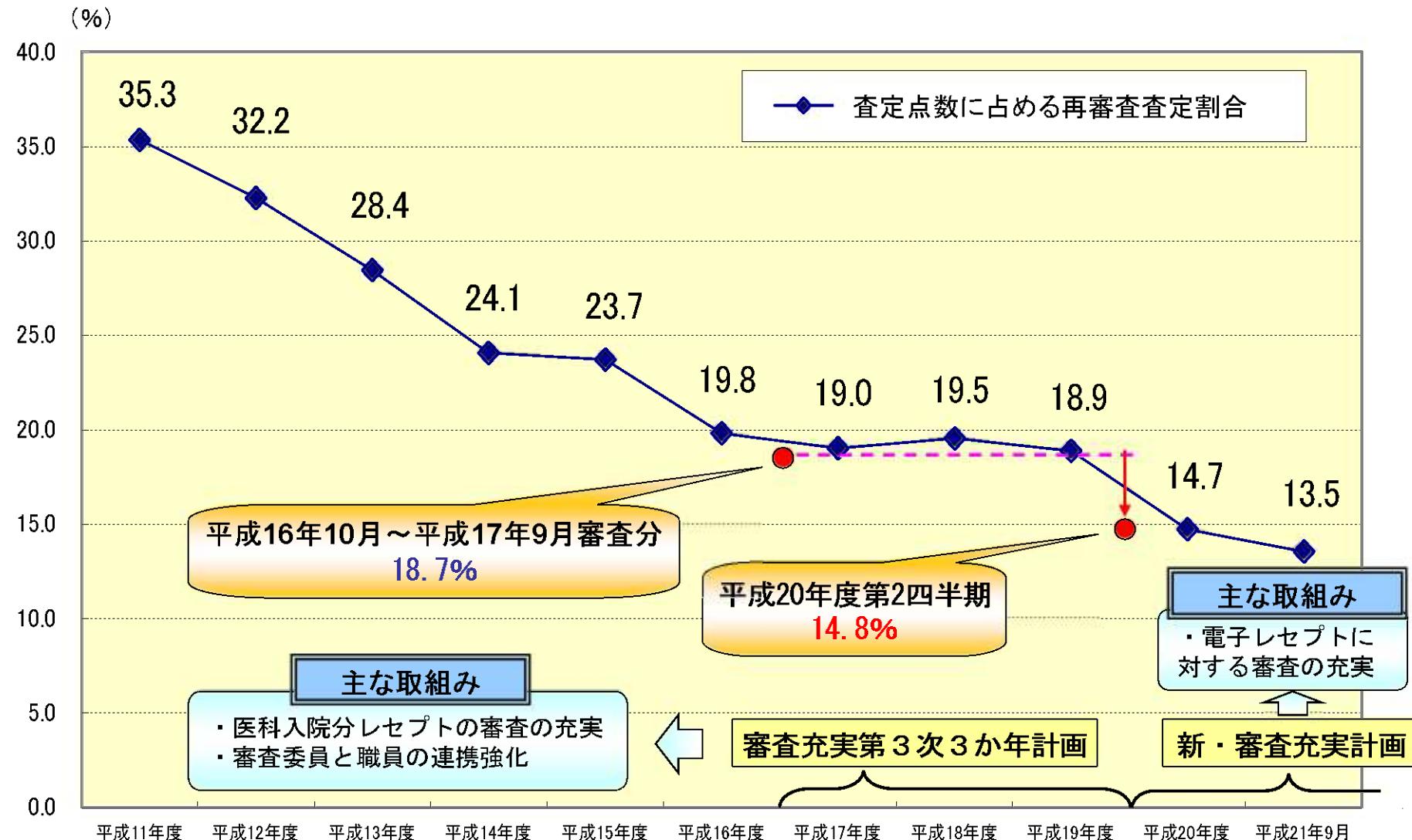
再審査査定件数(1万件当たり)の推移【医科歯科計】



再審査査定点数(1万点当たり)の推移【医科歯科計】



査定点数に占める再審査査定割合の推移【医科歯科計】



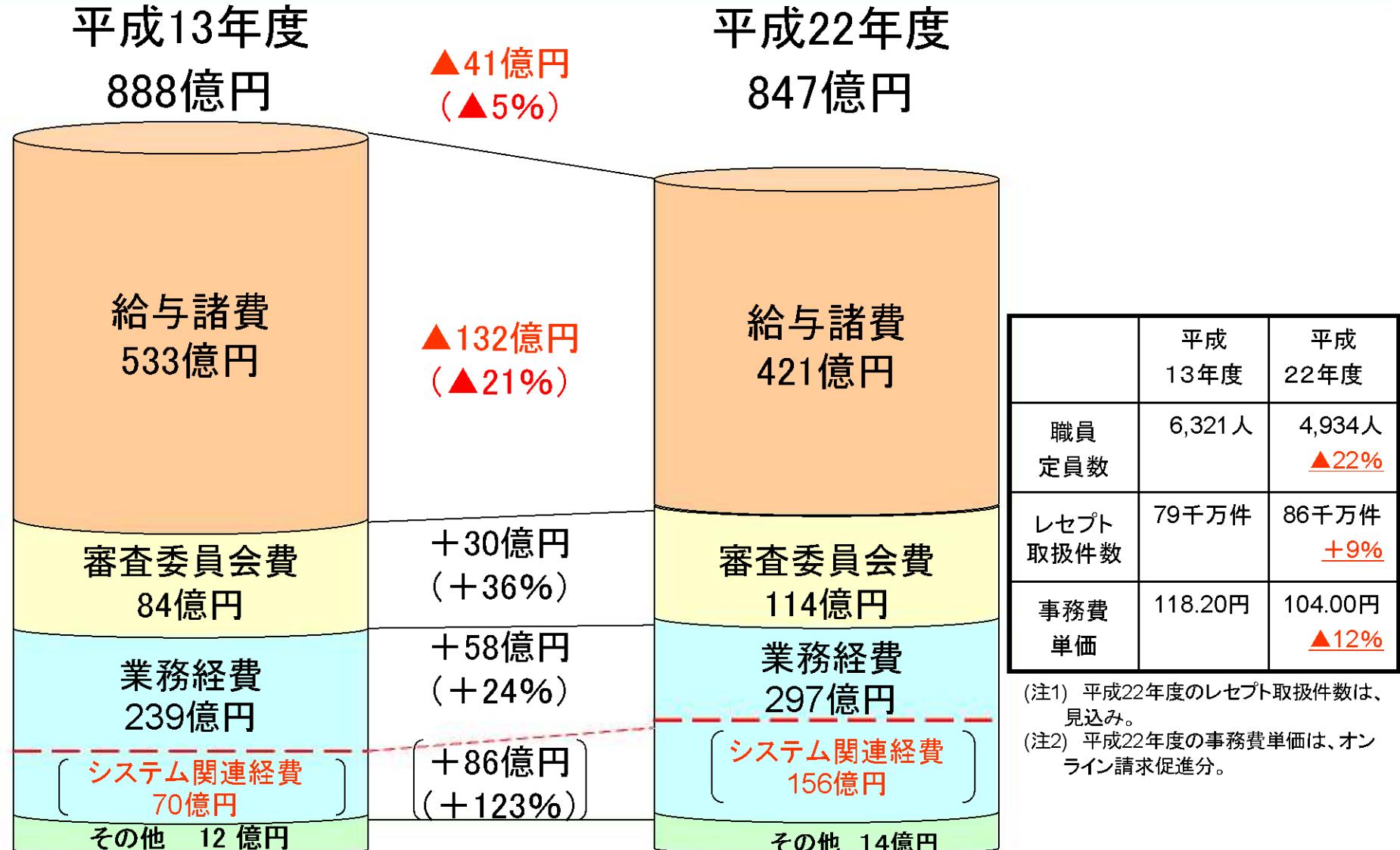
レセプトの電子化とコストの削減との関係

1. システムの開発及び維持管理の必要性
2. 職員及び審査委員の審査の必要性

システムの開発及び維持管理の必要性

- 電子レセプトの審査を効果的かつ効率的に実施するためには、
すべての電子レセプトに対するシステムチェックが可能となるよう、
ITを最大限に活用することが必要。
- したがって、システムの開発及び維持管理のための人員及び
経費を確保することが必要。

平成13年度と平成22年度との支出予算(一般会計)の比較



(注) 主任審査委員手当(約20億円)については、平成20年度までは給与諸費として計上していたが、平成21年度からは審査委員会費として計上している。

職員及び審査委員の審査の必要性

- 審査においては、そもそも、個別性を重視する医療の要請と
画一性を重視する保険の要請との間で「折り合い」を見出すことが
本質的に困難。
- 加えて、現行の保険診療ルールは、相当程度の裁量の余地を
認めているため、診療行為が保険診療ルールに適合するかどうか
をすべて機械的に判断することは、不可能。

- したがって、将来、いかにシステムチェックの充実が図られても、「人でなければできない審査」が存在。
- また、システムチェックが発展途上にある段階では、目視による点検で看過されていたような疑義が網羅的に掲示される反面、疑義を査定に結び付くようなものに絞り込む精度が不十分。このため、当面、職員及び審査委員の事務処理負担がかえって増大。

機械的な判断が不可能である保険診療ルールの例

1. 療養担当規則(投薬等)

- 「投薬は必要と認められる場合に行う。」
- 「治療上1剤で足りる場合には1剤を投与し、必要と認められる場合には2剤以上を投与する。」

2. 点数表(救急医療管理加算等)

- 「その他〇〇に準じるような重篤な状態」

3. その他

(1)医薬品の用法・用量

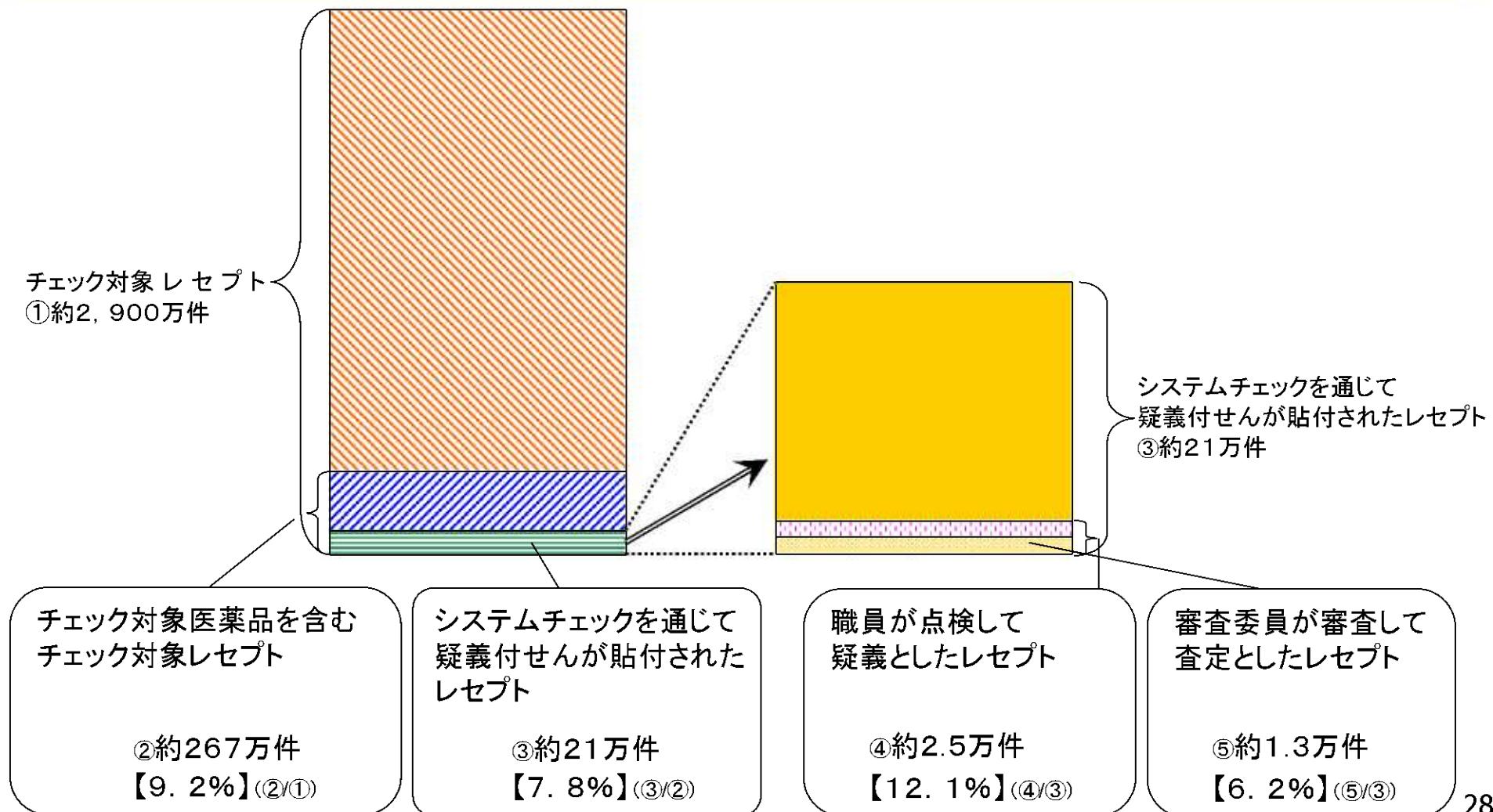
- 「年齢・症状により適宜増減」

(2)「55年通知」

- 医薬品の適応症に該当しない場合であっても、「有効性及び安全性の確認された医薬品を薬理作用に基づいて処方した場合の取り扱いについては、学術上誤りなきを期し一層の適正化を図ること。」
- 「診療報酬明細書の医薬品の審査に当たっては、厚生省が承認した効能効果等を機械的に適用することによって都道府県の間においてアンバランスを来たすことのないようにすること。」

医薬品チェックの状況(平成22年3月請求分)

- チェック対象レセプト：医科及びDPC出来高分の電子レセプト
- チェック対象医薬品：電子レセプト請求用の医薬品コード(19,412品目)の4.8%に相当する926品目
- チェック項目：適応傷病名の有無及び投与量・投与日数の適否



新規事業の実施に対する制度的な制約

- 現行では、支払基金に委託することが可能である審査及び支払を「療養の給付」等に係るものに限定。
 - したがって、出産育児一時金の直接支払については、異常分娩に係る審査及び支払しか支払基金に委託されない仕組み。
 - また、柔道整復療養費の代理受領についても、審査及び支払が支払基金に委託されない仕組み。
 - このため、平成21年11月、支払基金より、厚生労働省に対し、支払基金が時代の要請に応じて柔軟に新規事業を実施するために必要な制度改正を要望。
- ※ 従前に支払基金で取り扱ってきた被用者保険の老人保健分については、後期高齢者医療制度の創設に伴い、すべて国保連合会が取り扱うこととなった。

日本及び韓国の審査機関の比較

項目	日本(支払基金)	韓国(HIRA)
審査機関と保険者との関係		審査機関が保険者と分離
審査と支払との関係	審査機関が支払を実施	保険者が支払を実施

項目	日本(支払基金)	韓国(HIRA)
医療費に対する事務費の割合	約0.46%	0.52%
支出額 (2009年度)	約430億円	134億円
レセプト取扱金額 (2008年度)	9.4兆円	2.6兆円
職員1人当たりの医療費 (2008年度)	18億円	15億円
レセプト取扱金額 (2008年度)	9.4兆円	2.6兆円
職員定員数 (2008年度)	5,184人	1,730人

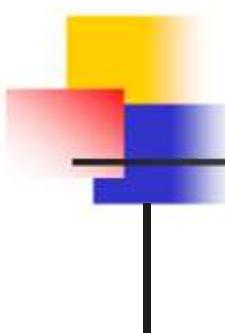
<韓国(HIRA)の各項目の数値については、支払基金における韓国現地調査(2009年12月)によるもの>

(注1) 為替レートは、100ウォン=7.48円(平成21年12月)。

(注2) 支払基金の支出額は、審査に係るもののみならず支払に係るものも含むため、2009年度予算における支出額は、868億円であるが、審査に係る事務費と支払に係る事務費とがおおむね半々であることを前提とすると、審査に係る支出額は、約430億円と推計されるところ。

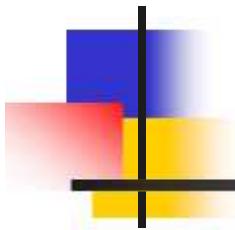
【参考】日本及び韓国の医療保険制度の比較

	日本	韓国
医療保険制度の性格	社会保険方式による国民皆保険制度	
診療報酬体系	出来高払いと包括払いとの組合せ	
医療保険制度の体系	被用者保険と地域保険との二元的な制度	一元的な制度
審査機関数	2か所	1か所
保険者数 (2009年)	約13,000か所	1か所
医療機関数 (2009年)	約227,000か所	約78,000か所



参考資料

- 1 「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」
- 2 電子レセプトの審査のためのシステムの整備
- 3 支部間差異の解消
- 4 平成22事業年度一般会計収入支出予算
- 5 遊休不動産の処分・宿舎の見直し
- 6 役員の公募
- 7 「審査支払業務の改善に必要な制度等の見直しに関する要望」



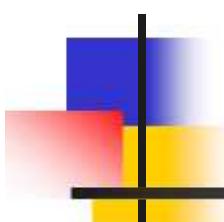
1. 「サービスの向上と業務効率化のための 新たな計画」

「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」

- 支払基金においては、自らの取組として、平成21年5月より、審査委員代表、保険者代表、診療担当者代表等の参画を得て「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」を開催し、平成22年3月、報告書を公表。



- 平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する方針。
- その中では、
 - ① 電子レセプトによる審査の質の向上の方向性
 - ② 審査を含む業務処理全般に関する現行の体制の見直し後の姿
 - ③ 業務に係るコストの削減目標並びにそれに向けた財政見通し及び手数料単価の見込み
 - ④ 審査実績の向上及び支部間差異の解消に向けて達成すべき目標を設定してその進捗状況を検証する仕組み等を盛り込む方針。



2. 電子レセプトの審査のためのシステムの整備

電子レセプトの審査のためのシステムの整備

- レセプトの電子化に伴い、従来の目視による審査で不可能であった「全レセプトの審査」が可能。
- したがって、今後、全ての電子レセプトについて、システムチェックを実施し、人による審査を「人でなければできない審査」に限定することが基本。
- このため、突合・縦覧審査機能の開発など、電子レセプトの審査のためのシステムの整備に取り組む方針。

システムの主な取組み

1 審査の充実

項目	実施時期
(1) コンピュータチェックの拡充 ・傷病名と医薬品の適応等のチェック ・傷病名と医薬品の禁忌等のチェック ・傷病名と診療行為(処置・手術・検査)の適応等のチェック ・歯科における部位(歯式)を特定したチェック ・傷病名と特定保険医療材料の適応等のチェック	平成22年2月実施済 平成22年10月 平成22年10月 平成22年10月 平成24年 4月
(2) 未コード化傷病名の傷病名コードへの変換	平成22年2月実施済
(3) 突合・縦覧審査機能の開発	平成23年 4月
(4) 原審査の履歴情報のレセプトへの付加	平成22年 7月

2 サービスの向上

項目	実施時期
(1) レセプト電子データ提供 ・紙レセプトの画像及びテキストデータのみを希望する保険者への対応 ・組合本部及び支部のデータを組合本部へ一括して提供	平成22年4月実施済 平成22年4月実施済
(2) レセプトのオンラインによる請求 ・パソコンの基本ソフト等(Windows7、MacOS、IE 8)の追加対応 ・医療機関・薬局への振込額明細データの配信 ・公費負担医療実施機関へのオンライン請求の開始 ・保険者への請求関係帳票データの配信	平成22年3月実施済 平成22年 6月 平成22年 7月 平成22年 8月

3 システムの充実

項目	実施時期
(1) 保険者及び医療機関等からの再審査等請求の電子化対応	平成22年 7月
(2) 機器更新等 ・現行機器の老朽化に対し、最新のIT技術を導入し、効率的かつ合理的なシステムを構築 ・大規模災害が発生した場合であっても、事業継続・復旧を迅速に行うため、データセンター及び支部のバックアップシステムを構築	平成24年度

4 操作性の向上

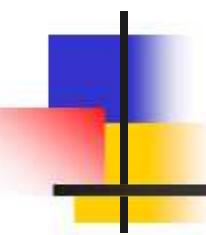
項目	実施時期
(1) 審査委員会へ繰り返し上程できる機能	平成22年 7月
(2) 重点審査を実施するレセプトを設定する機能の充実	平成22年10月
(3) 審査委員会相互の連携システム(他支部の審査委員への照会機能)	平成23年 4月
(4) 電子レセプトに即した審査画面の再構築	平成23年 4月

5 制度改正への対応

項目	実施時期
(1) 平成22年度診療報酬改定への対応 ・電子点数表の構築 ・基本マスターのメンテナンス ・記録条件仕様、標準仕様及び受入システムのメンテナンス	平成22年3月実施済 平成22年3月実施済 平成22年 5月
(2) 診療行為及び傷病名等によりレセプトを診療科別に分類する機能	平成22年 5月

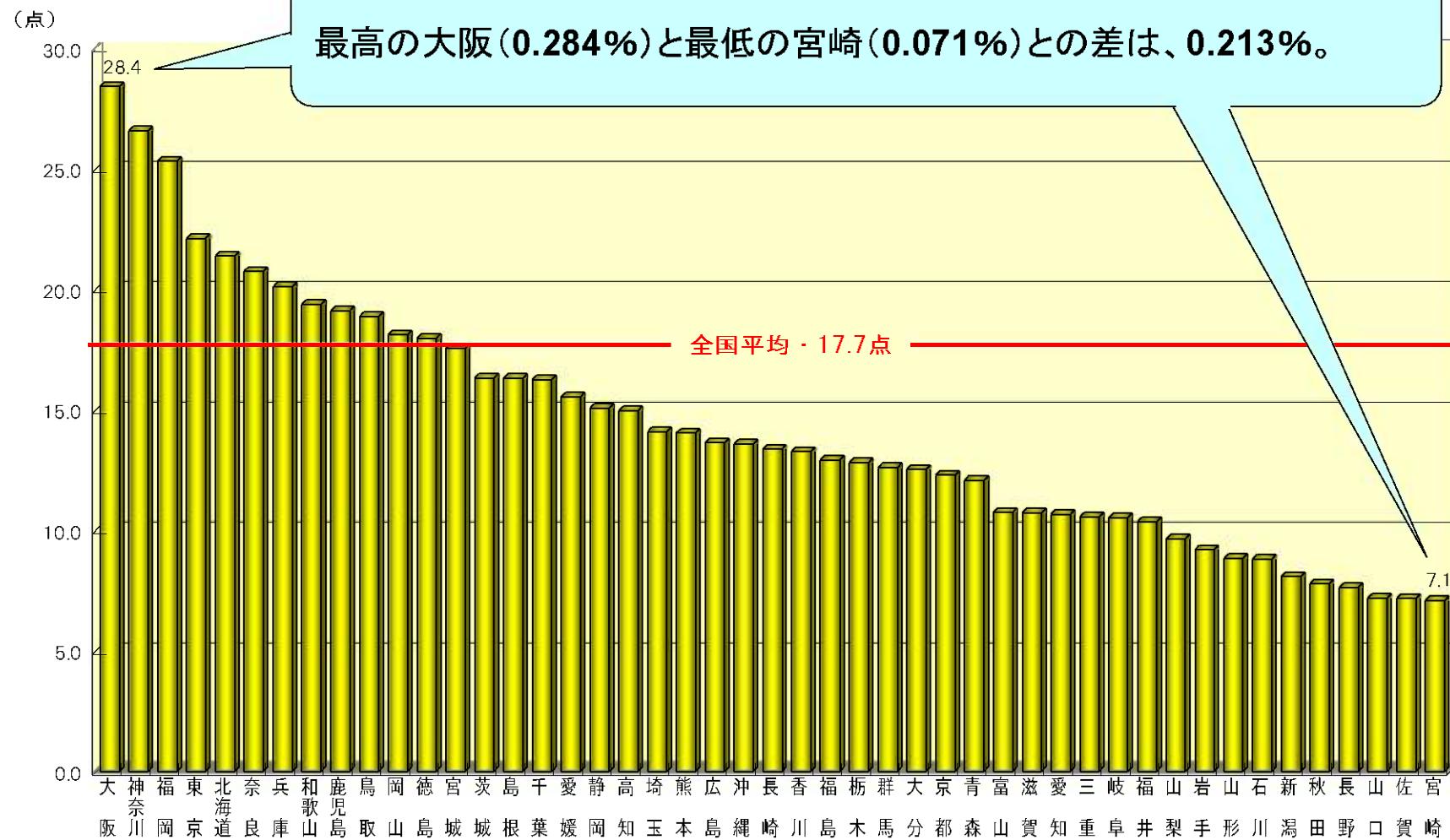
システムの機器更新

- 支払基金としては、審査の更なる充実・効率化を図るため、平成24年度を目途にシステムの機器更新を実施し、より一層高度なITを導入したシステムの整備を進める方針。
- その際にも、システム経費の適正化を図るため、新規のシステムの開発等については、一般競争入札で業者を選定するとともに、随意契約によらざるを得ない既存のシステムの改修等については、外部機関によるシステム監査を実施する方針。



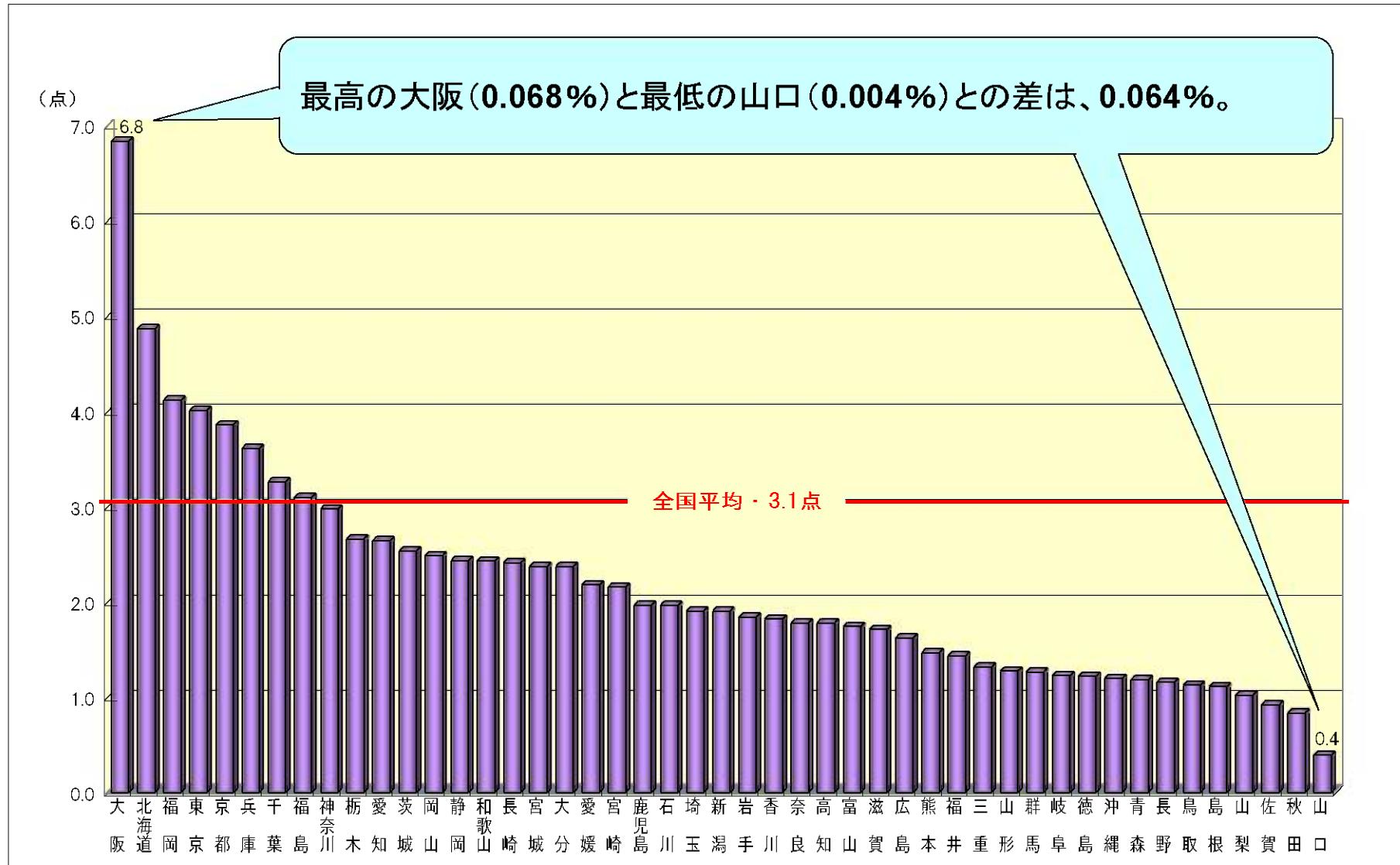
3. 支部間差異の解消

請求点数1万点当たりの原審査査定点数 (平成21年9月審査分)



(注) 特別審査委員会分を除く。

請求点数1万点当たりの再審査査定点数 (平成21年9月審査分)



(注) 特別審査委員会分を除く。

レセプト交換による支部間差異の調査

1 対象支部の選定

- 地域的な影響の少ない近隣支部として、原審査査定点数率が低い山口支部及び原審査査定点数率が高い福岡支部を対象として、対象レセプトを交換し、双方で相手方の対象レセプトを試行的に審査。
- あわせて、第三者的立場として、千葉支部で山口支部及び福岡支部の対象レセプトを試行的に審査。

2 対象レセプトの抽出

- 交換の対象となるレセプトについては、平成21年9月審査分の医科レセプトより、山口支部及び福岡支部でそれぞれ約8,700枚を抽出。

現在、調査の結果を分析中。

支部間差異の要因

1 外部的要因

- 医療の地域性
- 提出されるレセプトの質の相違
- 患者の環境

2 審査基準をめぐる要因

- 保険診療ルールをめぐる解釈の差
- 審査委員会の「取決事項」の差

3 内部的要因

- 審査委員格差
- 審査委員と職員の連携の問題
- 職員格差
- 審査委員会の構造

支部間差異の解消策

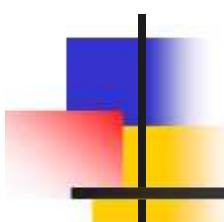
基本的な考え方

- ① 新たな支部間差異を発生させないこと。
- ② 従来からある支部間差異についてはできるだけ優先順位を定めて解消を図ること。
- ③ 支部間差異の問題は保険者から提起されることが多いことから、保険者からの指摘された事項について検討し、対応する体制を整備すること。
- ④ 支部間差異の解消には、スピード感を持って取り組むこと。

具体的な方策

- ① 全国の審査委員会が情報を共有して協議を行う体制を確立し、
支部間で相談・協議を行う体制を、全国で、又は全国をいくつかに
分けたブロックごとに実施していく必要。
- ② 新たな支部間差異を発生させないため、保険診療ルールについ
ての解釈の疑義が生じた場合、早期に疑義解釈に回答を出す体制
を確立すべき。
- ③ 厚生労働省の回答が出るまでの間、本部において暫定的な見解
を示すべきであり、そのために必要な体制を構築すべき。
- ④ 学会のガイドラインと保険診療ルールの整合性についても厚生
労働省とも協議しつつ、本部においてその調整の仕組みを作るべき。

- ⑤ 本部において専門家のワーキンググループを設置し、頻度を多く開催し、審査基準を示すことにより全国で整合性のある答えを導き出すことが必要。
- ⑥ 支部間差異の実態調査を進めるべき。
- ⑦ 支部職員の審査事務能力の平準化を図るため、研修の強化、職員が他支部において審査事務を行う支部実践研修の実施、審査事務の低調な支部に対して本部からの支援・指導を行う等の対策を強化。
- ⑧ 電子レセプトについては、審査に関する統計データが多く得られることから、このデータを活用して審査委員及び職員の審査、審査事務について検証すべき。



4. 平成22事業年度一般会計収入支出予算

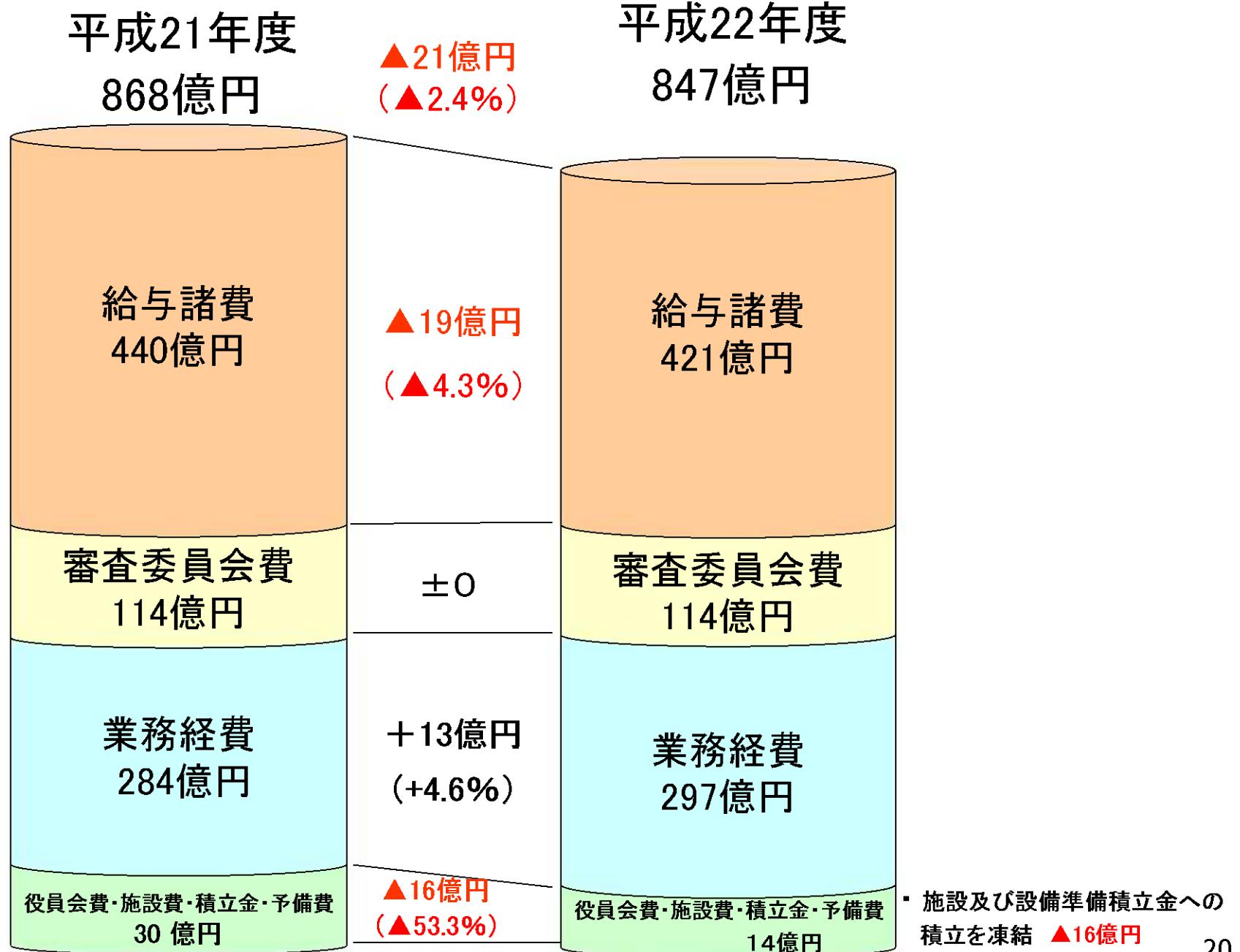
平成22事業年度一般会計収入支出予算の 基本的考え方

- ① 電子レセプトに対応した新たな審査支払体制の構築及び電子レセプトの特徴を最大限に活かした審査を行うためのシステム整備経費を確保する。
- ② 地方単独医療費助成事業分の受託拡大に努め、更なる収入を確保する。

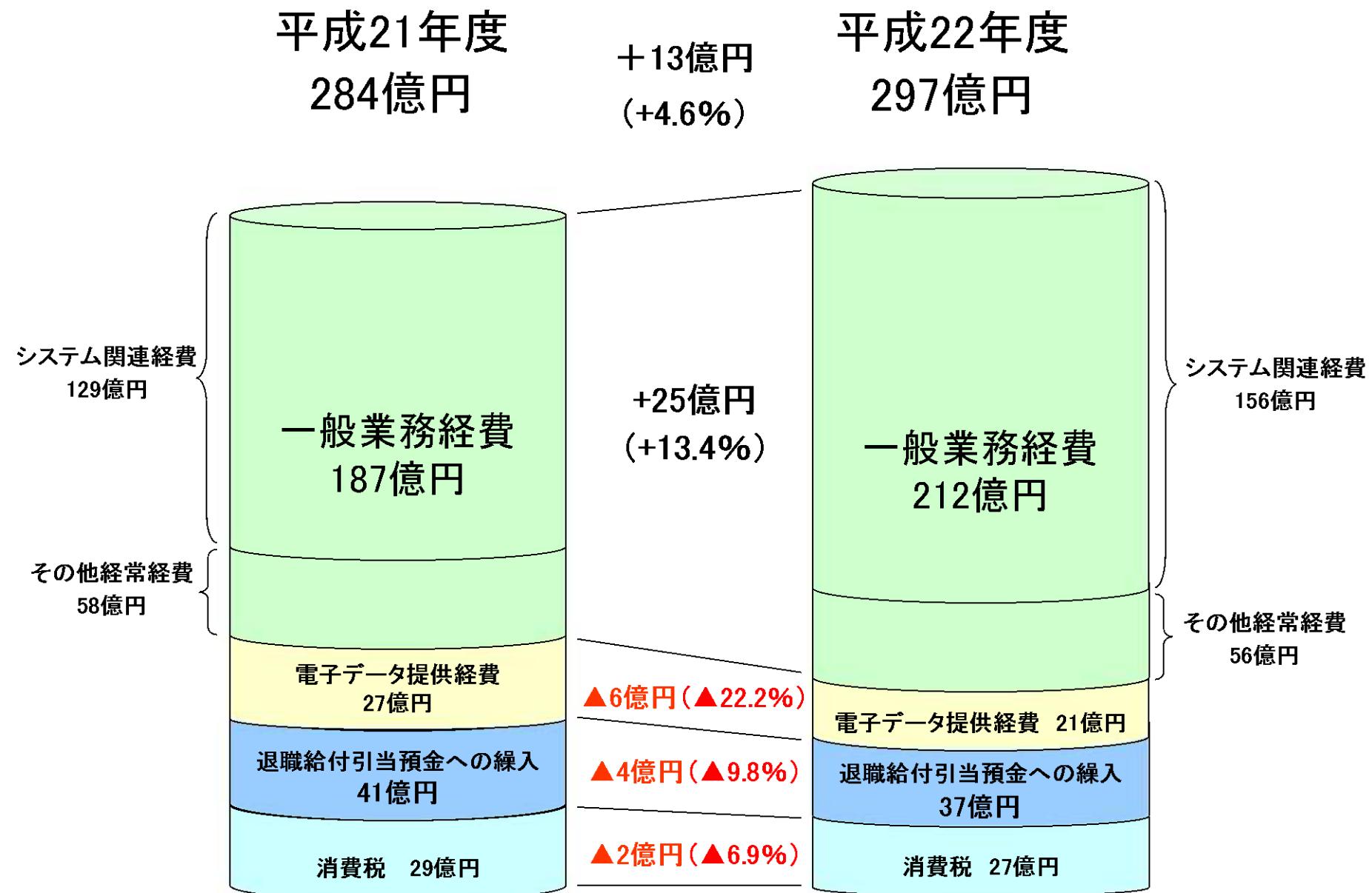
③ 現下の経済情勢や保険者の置かれている財政状況等を踏まえ、事務費単価の引下げを行う。

- ・ 今回の引下げにより、平成20年3月に作成した「原則オンライン化の段階における手数料適正化の見通し」において見込んだ平成23年度の水準106円程度)を前倒しで達成。
- ・ 施設及び設備準備積立金への積立については、凍結とする。
- ・ 単価引下げによる不足財源については、別途積立金を活用し、平成24年度中までに全額を取り崩す。

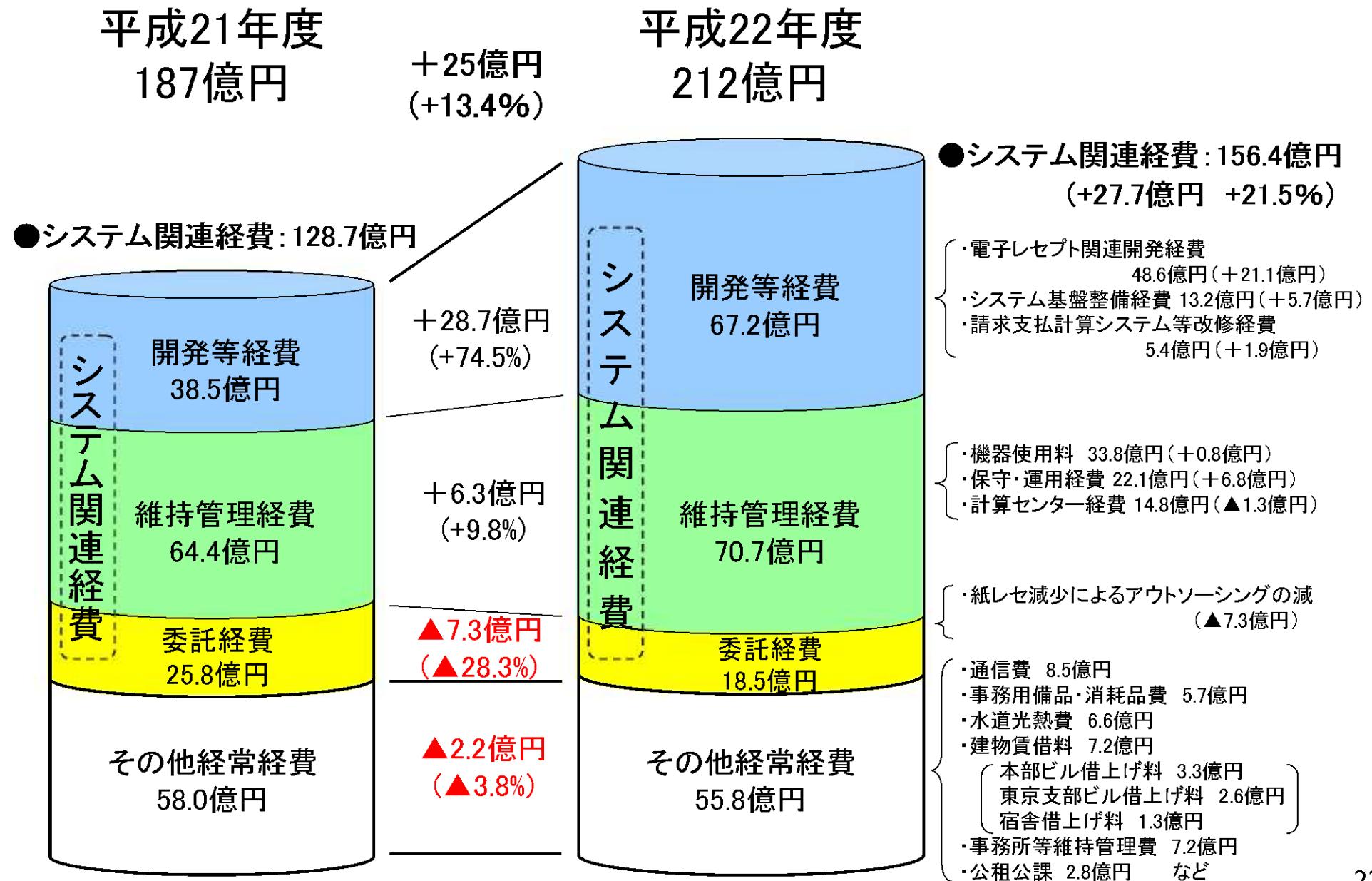
平成22年度支出予算

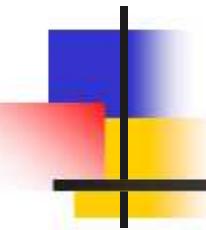


業務経費の内訳



一般業務経費の内訳





5. 遊休不動産の処分・宿舎の見直し

遊休不動産の処分

- 現有の遊休不動産は、13支部の16物件。
- 今後、売却の迅速・効率化を図るため、売却を
支部から本部へ移管する方針。

宿舎の見直し

- 宿舎の確保は、職員を全国的に異動させる人事政策上、必要不可欠。
- かつて、レセプト取扱件数の増加に伴う職員定員の増加に対応するため、当時の民間賃貸事情にかんがみ、自前宿舎を計画的に整備。
- 近年、職員定員が削減される中で、宿舎によつては、空戸が発生。
- 今後、宿舎の利用率の推移、コストの多寡等を踏まえ、処分の対象とすべき空戸発生宿舎及び借上宿舎に移行すべき自前宿舎を選定し、平成23～27年度の5年間で空戸発生宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行を計画的に推進する方針。

【参考】宿舎の現状(平成22年度)

- 大半は、小規模。
 - ・ 186棟で844戸(1棟当たりの平均で4.5戸)。
 - ・ 186棟のうち、10戸以上のものは、最大の青葉台住宅(70戸)、これに次ぐ江坂住宅(19戸)など、17棟(9%)。
- 大半は、古い。
 - ・ 844戸のうち、築15年以上のものは、828戸(98%)。
 - ・ 844戸のうち、築20年以上のものは、558戸(66%)。

資産保有状況

(単位:億円)

現預金	土地	建物	その他 (車両、ソフトウェア等)	計
519	358	569	162	1,608

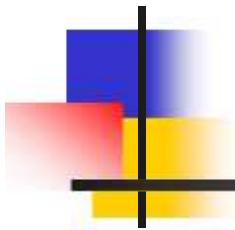
注1 上記は、全会計の資産(現預金・資産)の合計である。(円滑導入勘定の現金310億円は、翌年度事業の基金(ファンド)であるため除外した。)

注2 現預金519億円のうち、積立金が456億円、未払金等が63億円。積立金のうちでは、退職給付引当預金が過半(255億円)。

注3 土地・建物の事務所・宿舎別内訳

(単位:億円)

	土地	建物	計
事務所	274	473	747
宿舎	84	96	180
計	358	569	927



6. 役員の公募

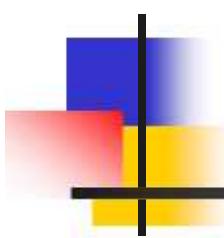
役員の公募

平成22年8・9月の役員改選時に役員を公募する方針

社会保険診療報酬支払基金役員名簿

(平成22年3月31日現在)

代表区分	氏名		現職
理事	保 險 者	高橋 直人	全国健康保険協会理事
		赤塚 俊昭	デンソー健康保険組合常務理事
		杉 俊夫	三菱健康保険組合理事長
		峯村 栄司	共済組合連盟常務理事
	被 保 險 者	島田 尚信	UIセンセン同盟書記長
		藤井 一也	日本私鉄労働組合総連合会書記長
		黒田 正和	日本化学エネルギー産業労働組合連合会副会長
		篠原 淳子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
	擔 當 者	竹嶋 康弘	日本医師会副会長
		藤原 淳	日本医師会常任理事
		原中 勝征	茨城県医師会長
		近藤 勝洪	日本歯科医師会副会長
	公 益	中村 秀一	社会保険診療報酬支払基金理事長
		足利 聖治	社会保険診療報酬支払基金専務理事
		中島 正治	社会保険診療報酬支払基金理事
		山崎 英昭	社会保険診療報酬支払基金理事
監 事	保	高田 清彦	中国電力健康保険組合常務理事
	被	高橋 健二	全日本海員組合中央執行委員
	診	油谷 桂朗	京都府医師会顧問
	公	中山 和之	社会保険診療報酬支払基金監事



7. 「審査支払業務の改善に必要な制度等の見直しに関する要望」

「審査支払業務の改善に必要な制度等の見直しに関する要望」

平成21年11月6日、支払基金理事長より厚生労働省保険局長あてに
「審査支払業務の改善に必要な制度等の見直しに関する要望」を提出。

1 レセプト電子化にふさわしい審査遂行上必要となる事項

- ① 調剤電子レセプト等における医療機関コード等の記録
- ② 電子レセプトにおける傷病名マスタに登録された傷病名に対応するコードの使用
- ③ 複数診療科を有する病院の電子レセプトにおける診療科名(コード)の記録
- ④ 医科・歯科レセプトにおける診療行為の日付の記録

2 支払基金業務に関する制度改正事項

- ① 時代の要請に応じた新規業務の柔軟な実施を可能とする措置
 - ・ 正常分娩に係る出産育児一時金の直接支払
 - ・ 柔道整復療養費の代理受領 等
- ② 老人保健制度に係る精算業務の終了時期を早期に確定する措置
- ③ 特別会計相互間における貸借を可能とする措置

3 レセプト情報の有効活用に必要な事項

- ① ナショナルデータベース(NDB)を活用した調査分析等の業務の実施を可能とする措置
- ② NDBにおける患者の居住地に係る郵便番号の記録のために必要な措置